

2019年2月22日

関西電力株式会社

取締役社長 岩根茂樹 様

託送料金に上乗せされるという廃炉円滑化負担金と賠償負担金についてのお尋ね

一般社団法人グリーン・市民電力
代表理事 熊野千恵美



謹啓 向春の砌、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2017年7月と10月に御社に「託送料金」に関するお尋ねをさせていただき、そのご回答・ご説明をいただきました。ありがとうございます。

このたび新たにお尋ねしたい事柄が生じてきましたので、お尋ねいたします。今回もまた、ご回答をよろしく願いいたします。

記

- 一、2020年4月から託送料金に上乗せとされる「廃炉円滑化負担金」に関連して。
- (一) 経済産業省令によって「2020年4月から新たに廃炉円滑化負担金が託送料金に上乗せされる」と言われています。現在私たちは「その負担金の上乗せを止めてほしい」と経済産業省に陳情を行っています。
 - (二) ところで御社は美浜原発1・2号機及び大飯原発1・2号機の廃炉を決定されています。これに伴って2020年4月からの託送料金（廃炉円滑化負担金）にどんな影響が及ぶかを確かめたく、以下をお尋ねします。

【質問1】

端的にお尋ねしますが、これら4機の廃炉費用に関わって、2020年4月から「託送料金への上乗せ（廃炉円滑化負担金発生）」は生じるのですか。

【質問2】

- ① 「託送料金への上乗せ（廃炉円滑化負担金発生）」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。
- ② また、その額はどうやって算定されるのかを教えてください。

【質問3】

基礎的な会計上のお尋ねです。

- ① これまでの御社の原発廃炉費用の積立額は、公開されている御社『有価証券報告書（平成29年度）』87頁「貸借対照表」中の「資産除去債務」4,354億2,000万円なのですか。
- ② 4機の廃止想定額とそのための積立額はいずれも分かっているのならば、教えてください。
- ③ また、原発各機ごとにこれらの額が計算されているのですか。
- ④ その場合、残る美浜原発3号機と大飯原発3・4号機と高浜原発1～4号

機が廃炉となる場合の想定額と積立額を教えてください。現時点のもので構いません。

【質問4】

- ① 上記の「資産除去債務」は以前「原子力施設解体引当金」という費目であったことから、この積立金は「原発施設の解体」に要する費用の積立であって、解体に伴って発生する「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」に要する費用は含まれていないということですか。
- ② もし含まれていない場合、「低レベル放射性廃棄物の処分や管理」費用はどのように捻出していくことになるのか、これも廃炉円滑化負担金に含まれていくのかを教えてください。

(三) 御社のお考えを聞かせてください。

社会通念からいって、原発の廃炉は原発を使って事業を営んできた原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり2020年4月から私たちに請求される託送料金に「廃炉円滑化負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

二、同じく2020年4月から託送料金に上乗せとされる「賠償負担金」に関して。

- (一) 経済産業省令によって「2020年4月から新たに賠償負担金が託送料金に上乗せされる」と言われています。経済産業省が出している資料によれば、1kwh当り0.07円×電力使用量相当額が想定されるとのことでした。現在私たちは「その負担金の上乗せを止めてほしい」と経済産業省に陳情を行っています。
- (二) 以下を具体的にお尋ねします。

【質問1】

端的にお尋ねしますが、2020年4月から「託送料金への上乗せ（賠償負担金発生）」は生じるのですか。

【質問2】

- ① 「託送料金への上乗せ（賠償負担金発生）」が生じる場合は、どのような手続きがなされていくのか教えてください。当社との間で新たな契約書が必要なのか、御社の約款変更がなされるのか等、教えてください。
- ② また、その額はどうやって算定されるのかを教えてください。

(三) 御社のお考えを聞かせてください。

社会通念からいって、原発事故の賠償は事故を起こした原子力事業者が費用を出して行うのが当然であり、原発を使っていない私たちのような新電力事業者が費用負担を求められるのは不当だと私たちは考えています。御社もやはり2020年4月から私たちに請求される託送料金に「賠償負担金」の上乗せをなされるのでしょうか。原発を使って事業を営んできた御社として上乗せをしないという検討をするお考えはありませんか。

以上につきまして、3月22日（金）までに書面にてご回答をお願いいたします。

敬具